

## 異常気象・津波等安全対策実施要領

小名浜港海上安全対策協議会会則第7条第3号の規定により本実施要領を定める。

### (目的)

第1条 台風、急速に発達した低気圧及び津波などの気象、海象、海難の発生その他具体的危険を伴う事由により港長等が危険を防止し、混雑を緩和するための措置を講じる必要があると認める事象に対し、会員相互の連絡を密にし、効果的な安全対策の実施を図ることを目的とする。

### (業務)

第2条 部会は、次の事項について協議する。

- (1) 第1条に掲げる事象に関する情報の収集及び伝達
- (2) 港内状況の把握
- (3) 船舶の避難対策等の策定
- (4) その他必要と認める事項

### (情報の伝達及び予め定める船舶の避難対策等)

第3条 情報の連絡系統は、別表2のとおりとし、変更のある場合は、速やかに、庶務担当機関（福島海上保安部）へ連絡するものとする。

2 部会において予め定める船舶避難対策等は別表3のとおり。

3 船舶は、気象庁が発表する津波に関する情報を入手した場合は、小名浜港長からの勧告や協議会等からの連絡を待つことなく、別表3に応じた対策を講じるものとする。

4 協議会の会員は、発災時に本船との連絡が不通となる事態を想定し、入港時の訪船等に併せ、協議会による安全対策の概要を確実に周知するものとする。

### (組織)

第4条 部会に所属する会員は、船舶に関係ある機関の長又は職員の中から部会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

3 部会長は、会務を掌理する。

### (異常気象・津波等安全対策委員会)

第5条 会員相互の連絡を密にするとともに、第1条に掲げる事象に係る安全対策についての効果的な安全対策を検討するため、部会長は、異常気象・津波等安全対策委員会を年1回開催するものとする。ただし、部会長は、必要に応じ異常気象・津波等安全対策委員会をその都度開催することができる。

2 異常気象・津波等安全対策委員会は、次の機関の代表者とする。

東北地方整備局小名浜港湾事務所

福島地方気象台

福島県小名浜港湾建設事務所

小名浜機船底曳網漁業協同組合

小名浜水先区水先人会

福島汽船㈱

小名浜石油㈱

五洋建設㈱福島営業所

小名浜海陸運送㈱

三洋海運㈱小名浜支店

㈱辰巳商会小名浜営業所

東神油槽船㈱小名浜営業所

福島海上保安部

(会議)

第6条 部会は、部会長が必要に応じ召集し、これを開催する。

附則(平成18.7.7)

この実施要領は、平成18年7月7日から施行する。

附則(平成19.12.28)

この実施要領は、平成19年12月28日から施行する。

附則(平成22.7.9)

この実施要領は、平成22年7月9日から施行する。

附則(平成25.7.11)

この実施要領は、平成25年7月11日から施行する。

附則(平成26.7.8)

この実施要領は、平成26年7月8日から施行する。

附則(平成27.7.7)

この実施要領は、平成27年7月7日から施行する。

附則(平成28.7.4)

この実施要領は、平成28年7月4日から施行する。

附則(平成29.7.4)

この実施要領は、平成29年7月4日から施行する。

附則(令和5.3.9)

この実施要領は、令和5年3月9日から施行する。